（健保受付）

常務理事	事務長	係　長	係　員

介護保険　適用除外　該当届

この「届」は、満40歳以上65歳未満の被保険者や被扶養者が次に該当する場合は速やか（該当月の月末迄）に提出してください。（**※適用は誕生日の前日から**）

① 国外居住者になった（海外に居住し日本の住民登録を削除したとき）。
② 海外赴任中（日本に住民票登録していない方に限る）に40歳の誕生日を迎えたとき。
③ （再雇用・転籍等で）保険証の記号番号が変わったとき。
④ 身体障害者療養施設に入所したとき。
⑤ 外国人の方で在留資格が1年未満の方。

※この「届」の提出が遅れると介護保険料は遡及徴収・遡及返還となる場合がありますのでご注意下さい。

◆ 満40～64歳以外の方は提出不要です。太枠内をボールペンでご記入ください。

提出日　平成 (令和) 1年 5 月 1日

被保険者証	記号番号	従業員No.	被保険者氏名	健保　太郎
	11-1234	123456		
事業所名（該当に○）	(トヨタ紡織)	（その他の事業所）		
所　属	刈谷 工場	部 刈谷工務	室課 工務1	G
連絡先電話	（ 0566 ） 26 － 1234	内線 811 － 1234		

該当者氏名	氏　名	続　柄	性　別	生　年　月　日
	健保　春子	妻	男・(女)	(昭和) 平成 54年 9月 5日

該当理由（該当に○）	1. 国外居住者になった（海外に居住し日本の住民登録を削除したとき） (2) 海外赴任中に40歳の誕生日を迎えた（住民票転出日 (平成) 令和 31年 3月1日） 3. （再雇用・転籍等で）保険証の記号番号が変わった 4. 適用除外施設（身体障害者療護施設等）入所　＊適用除外施設への入所・入院証明を添付 5. 在留期間1年未満の外国人＊外国人登録証明書を添付
該当年月日	平成 (令和) 1 年 5 月 4 日

健保記入		
	除外期間	平成　令和　　年　　月　　日 ～ 平成　令和　　年　　月　　日
	保険料確認	1.介護2号国内居住者：無・有（　　） 2.区分：除外・特被 3.保険料徴収：無・有
		4.徴収の変更：無・有 5.告知月（　　月） 6.保険料遡及：無・有（給与　　賞与　　）

個人情報の保護について ： この情報は健康保険の事業のみに使用し、その他の目的には使用いたしません。

※該当理由が1.2.のとき必ず確認願います

上記の届出について相違いないことを証明します。

事業所所在地

名　称

事業主の氏名

国外居住者の確認	
海外人事担当部署	
給与担当部署	

☆ 提出経路 ： 申請者 → **事業主・事業所担当者（TBはﾄﾖﾀﾊﾟｰｿﾅﾙｻﾎﾟｰﾄ㈱略称：TPSC 国内給与部）** → 健保組合

※ 事業所の海外人事ご担当の方は海外赴任者に本制度について説明の上、該当者には届出書をお渡しください。

☆ 問合せ先 ：適用・給付グループ　電話 (0566)26-0305　内線 811-3050

R5.4改